

企画提案型プロポーザル方式に関する公告

企画提案型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ提出してください。

平成31年3月1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務内容等

(1) 業務名

茨城県妊娠等相談支援事業業務（別添 業務委託仕様書のとおり）

(2) 委託事業の実施期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

2 資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は団体であること

- (1) 茨城県内に事業所があること。
- (2) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号までに規定する者でないこと。
- (5) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- (6) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

3 審査方法及び評価項目

担当部局に設置した選定委員会において、審査基準（別表）により、企画提案書による提案内容の審査を行うこととし、審査結果は書面にて提案者全員に通知する。

4 手続きに関する事項

(1) 担当部局

茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-3257

FAX 029-301-3264

E-Mail shoutail@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の交付

① 交付期間等

平成31年3月1日（金）から平成31年3月12日（火）までとする。（ただし、土・日曜日及び茨城県の休日を定める条例（県条例第7号）第1条に定める休日を除く。）

いずれも午前9時から午後5時までとする。(ただし、正午から午後1時までを除く。)

② 交付元

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課内

茨城県ホームページからダウンロードしてください。

(3) 企画提案書の提出期限

①提出期限

平成31年3月12日(火)午後5時必着

②提出先

上記(1)に同じ

③提出方法

持参又は郵送(郵便書留)に限る。

5 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語、日本円とする。
- (2) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書については、後日書類審査を実施する。なお、提出された書類は返却しない。
- (4) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、その申請自体を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) その他詳細は、説明書による。
- (6) 当該公募型プロポーザル方式に関する公告に基づき生じた権利義務は、平成31年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。